

広島県人材確保等支援助成金交付要綱

平成30年3月23日制定

公益社団法人広島県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者が求人情報誌等に求人広告を掲載した際の広告掲載料の一部を助成することで、トラックドライバーの確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「求人情報誌等」とは、企業などの各種求人情報を業種や職種などの区分で掲載している情報誌等をいう。

(助成対象)

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月15日の間に、会員事業者が求人情報誌等に掲載したトラックドライバーの求人広告掲載料を対象とする。

なお、本助成金は、平成30年度から平成32年度までの3年間に限って交付する。

(申請受付)

第4条 平成30年4月1日から平成31年3月15日までとする。

助成は申請順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で申請受付及び助成を終了する。

(助成金の交付額)

第5条 助成金額は、求人広告掲載料の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）を交付する。

ただし、広告掲載の対象は、1事業年度につき1回とし、5万円を限度とする。なお、求人広告掲載料に消費税は含まない。

(申請方法)

第6条 助成を希望する会員事業者は、求人広告掲載料の支払完了後、次の書類を、協会本部に提出する。

- ① 人材確保等支援助成金交付申請書（様式1）
- ② 見積書の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 求人広告を掲載した求人情報誌等の現物又は写し
- ⑤ 助成金振込先確認のため、預金通帳の口座名義（フリガナ、支店名）記載ページの写し

(助成金の交付)

第7条 協会は、上記第6条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告)

第9条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して会員事業者に必要な報告を求めることができる。

附則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。